

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 19 日

各都道府県消防防災主管部（局）
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁消防・救急課

新型コロナウイルス感染症への対応について（情報提供）

令和 2 年 3 月 18 日、政府においては、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第 20 回）」が開催されました。これに伴い、同日、総務省においても「第 20 回新型コロナウイルス感染症総務省対策本部」を開催いたしました。

政府対策本部において、安倍内閣総理大臣より、発言がありましたのでお知らせいたします。詳細は、下記 URL をご確認ください。

（総理の一日）

https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202003/18corona.html

（添付資料）

新型コロナウイルス感染症対策本部（第 20 回） 配布資料

連絡先

消防庁消防・救急課 阿部、田村、佐井

電 話：03-5253-7522

E-mail：shokuin@soumu.go.jp

新型コロナウイルス感染症対策本部（第20回）

日時：令和2年3月18日（水）

18時10分～18時30分

場所：官邸4階大会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）新型コロナウイルス感染症への対応について

3. 閉 会

（配布資料）

資料1 厚生労働省提出資料

資料2 国家安全保障局提出資料

資料3 生活不安に対応するための緊急措置（案）

資料4 「新型コロナウイルス感染症の実体経済への影響に関する集中ヒアリング」について

新型コロナウイルスに関連した 感染症の現状と対策

令和2年3月18日(水)

厚生労働省

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について

※令和2年3月17日18時時点

	中国	香港	マカオ	日本	韓国	台湾	シンガポール	ネパール	タイ	ベトナム	マレーシア	豪州	米国	カナダ	フランス	ドイツ	カンボジア	スリランカ	アラブ首長国連邦	フィンランド	フィリピン	インド	イタリア	英国	ロシア	スウェーデン
感染者数	80881	157	11	868	8320	67	243	1	149	61	553	298	4287	324	6633	6012	12	28	98	277	142	119	27980	1543	93	1059
死亡者数	3226	4		29	81	1	1	1	1		5	74	1	148	13	2	2	2158	55	7						

	スペイン	ベルギー	エジプト	イラン	イスラエル	レバノン	クウェート	バーレーン	オマーン	アフガニスタン	イラク	アルジェリア	オーストリア	スイス	クロアチア	ブラジル	ジョージア	パキスタン	北マケドニア	ギリシア	ルウェー	ルーマニア	デンマーク	エストニア	オランダ	サンマリノ
感染者数	9191	1058	150	14991	255	110	123	214	22	21	124	54	1016	1676	57	200	33	136	18	331	1169	158	914	205	1413	109
死亡者数	309	5	2	853		4	1	1	10	4	3	14							4	3	1	1	24	7		

	リトアニア	ナイジェリア	アイスランド	アゼルバイジャン	ベラルーシ	ニュージーランド	メキシコ	カタール	ルクセンブルク	モナコ	エクアドル	アイルランド	チェコ	アルメニア	ドミニカ共和国	インドネシア	アンドラ	ポルトガル	ラトビア	セネガル	サウジアラビア	ヨルダン	アルゼンチン	チリ	ウクライナ	モロッコ
感染者数	17	2	180	15	36	8	53	439	77	7	37	169	298	52	11	134	2	331	34	24	118	17	56	155	7	29
死亡者数				1				1	1	2	2	2			5								2	1	1	

	チェンナイ	ハンガリー	リベリア	ボスニア・ヘルツェゴビナ	ブルキナファソ	ブルンジ	ボスニア・ヘルツェゴビナ	ジブラルタル	ブータン	カメルーン	トーゴ	セルビア	スロバキア	パチカン	コロンビア	ペルー	ベネズエラ	ボリビア	コスタリカ	マルタ	パラグアイ	ベネズエラ	モルデバ	ブルガリア	モルデバ	ブルネイ	キプロス
感染者数	20	39	4	177	253	38	25	62	1	1	4	1	55	63	1	54	86	35	30	8	8	23	52	13	54	33	
死亡者数		1		4	1																		2				

	アルバニア	ブルキナファソ	チャド	チュニジア	エチオピア	ケニア	クウェート	トリニダード・トバゴ	キューバ	ケイマン諸島(英領)	ガーンジー(英領)	ジャーマン諸島(英領)	ケイマン諸島(英領)	グアテマラ	ベネズエラ	カボネ	ガーナ	アンティグア・バーブーダ								
感染者数	51	15	1	55	11	6	2	10	18	1	6	1	2	1	4	4	1	1	1	5	3	2	17	1	6	1
死亡者数	1			1							1											1				

	カザフスタン	ウルグアイ	アルバニア	ナミビア	セーシェル	セントルシア	ルワンダ	エスワティニ	キルギスタン	スリナム	モーリタニア	コンゴ	コンゴ共和国	ウズベキスタン	赤道ギニア	コロンビア	リベリア	タンザニア	グリーンランド	ソマリア	ベナン	パハマ	その他	計
感染者数	10	8	2	2	3	2	5	1	1	1	1	2	1	1	6	1	3	1	1	1	1	1	712	178407
死亡者数																							7	7096

※1のうち96例は無症状病原体保有者（症状はないが、検査が陽性となった者）

※2 この他にチャーターター便で帰国後、3月1日に死亡したとオーストラリア政府が発表した1名がいる。当該死亡者は豪州の死亡者欄に計上。

新型コロナウイルス感染症の発生状況

【国内事例】 ※ 括弧内は前日からの変化 ※令和2年3月17日18時時点

PCR検査陽性者	うち有症状者										PCR検査実施人数				
	うち無症状者			うち入院治療を要する者				うち退院した者			うち死亡者	症状有無確認中			
	うち退院した者	うち入院治療を要する者		うち入院治療を要する者	うち人工呼吸器又は集中治療室に入院している者 ^{※2}	うち確認中	うち入院待機中の者	うち人工呼吸器又は集中治療室に入院している者 ^{※2}	うち確認中	うち入院待機中の者					
		うち入院中の者	うち入院待機中の者												
国内事例 (チャーター便帰国者を除く)	853 ^{※1} (+44)	26 (+3)	66 (+1)	61 (+1)	5	758 (+41)	150 (+17)	579 (+23)	337 (+20)	46	187 (+5)	9 (-2)	29 (+1)	3 (-1)	14,525 (+203)
チャーター便帰国者事例 (水際対策で確認)	15	4	0	0	0	11	11	0	0	0	0	0	0	0	829
合計	868 ^{※3} (+44)	30 (+3)	66 (+1)	61 (+1)	5	769 (+41)	161 (+17)	579 (+23)	337 (+20)	46	187 (+5)	9 (-2)	29 (+1)	3 (-1)	15,354 (+203)

※1 うち日本国籍の者626人

※2 今までに重症から軽〜中等症へ改善した者は16 (+3) 名

※3 これに加え、空港検疫で5名PCR検査陽性者が確認されており、合計すると873例となる。

【上陸前事例】 ※ 括弧内は前日からの変化

※令和2年3月17日18時時点

PCR検査陽性者 ※【 】は無症状 病原体保有者数	退院等している者	人工呼吸器又は集中治療室に入院している者 ^{※7}	死亡者
クルーズ船事例 (水際対策で確認) (3,711人) ^{※4}	712 【333(-1)】 ^{※5}	15	7 ^{※8}

※4 那覇港出港時点の人数。うち日本国籍の者1,341人 ※5 船会社の医療スタッフとして途中乗船し、PCR陽性となった1名は含めず、チャーター便で帰国した40名を含む。国内事例同様入院後に有症状となった者は無症状病原体保有者数から除いている。※6 退院等している者527名のうち有症状273名、無症状254名。チャーター便で帰国した者を除く。

※7 28名が重症から軽〜中等症へ改善(うち7名は退院) ※8 この他にチャーター便で帰国後、3月1日に死亡したとオーストラリア政府が発表した1名がいる。

新型コロナウイルス感染症に係る国内の体制整備について

	帰国者・接触者相談センター	帰国者・接触者外来等	(参考) 一般電話相談窓口
設置目安	各保健所への設置を目安 ※保健所件数：472件 (H31.4.1)	二次医療圏に1カ所以上 ※二次医療圏数：335 (H30.4.1)	なし ※一般電話相談窓口は医療機関の紹介を行わないため、地域ごとに設置する必要がなく、各自自治体が必要な回線数を設置できていればよい。
設置件数	47都道府県、527施設 で設置 ※2/12に全都道府県での設置を確認、前日比±0施設	47都道府県、1,001施設 で設置 ※2/13に全都道府県での設置を確認、前日比+33施設 ※2/21に全二次医療圏での設置を確認	47都道府県で設置済
対応件数	相談件数は全国で 208,947件 (2/3~3/16) ※前日比19,054件増加	帰国者・接触者外来の受診者数は全国で 9,101件 (2/1~3/16) ※前日比905件増加	東京都：8,712件 (1/29~2/27) (2/26:428件、2/27:414件) 大阪府：5,174件 (1/29~2/27) (2/26:263件、2/27:215件) 宮城県：2,272件 (2/4~2/27) (2/26:213件、2/27:242件) 岡山県：1,067件 (2/4~2/27) (2/26:126件、2/27:164件) ※報告対象ではないため、専用ダイヤルを設置したいくつかの都道府県へ聞き取り調査を実施。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所のほか、県庁や市役所の感染症対策担当課に設置している都道府県もある。 ・全都道府県が24時間土日でも対応可能である (各ホームページ上でも公表)。 ・2/27に相談件数の増加が著しい27都道府県に電話回線の状況を聴取したが、特段輻輳は生じていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1,001施設のうち感染症指定医療機関は409施設。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専用回線を設置している都道府県は神奈川県含め22都道府県。 ・都道府県とは別に一般電話相談窓口を設置している市区町村もある。

全国クラスターマップ

3月17日ホームページ公表版
から一部改変

北海道 (2)

ライブバーや展示会を介した感染

新潟県 (1)

卓球スクールを介した感染

愛知県 (2)

スポーツジムや福祉施設を介した感染

千葉県 (1)

スポーツジムを介した感染

神奈川県 (2)

医療機関や福祉施設を介した感染

東京都 (1)

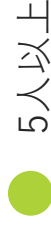
屋形船を介した感染

兵庫県 (3)

医療機関や福祉施設を介した感染

大阪府 (1)

ライブハウスを介した感染



5人以上



10人以上

(注1) クラスターは、自治体からの情報を基に、東北大学押谷教授、北海道大学西浦教授らによる分類。

(注2) クラスターは、現時点で、同一の場において、5人以上の感染者の接触歴等が明らかとなっており、5人以上の感染者の発生状況や、都道府県別の感染者数を反映したものではありません。また

(注3) 都道府県名の横に示す数字は患者集団（クラスター）の数。

専門家会議から厚生労働省への要望

新型コロナウイルス感染症の感染者は 140 カ国以上にわたり、感染者数は累計で約 15 万人以上、死者は約 5,800 人と、海外での急激な流行の進展により帰国者および訪日外国人が新型コロナウイルスを持ち込む蓋然性が高くなっている。最近、海外からの移入との関連が疑われる事例が急増しており、3 月 4 日から 3 月 15 日までの間で 46 例、同期間内における国内陽性例の約 1 割を占める状況であり、直接移入した事例も 38 例に上っている。特に、ヨーロッパ諸国、東南アジアやエジプトからの移入が疑われる事例が 3 月 10 日以降増加しており、3 月 19 日(木)には専門家会議の見解を発出する予定であるが、その前に帰国者および訪日外国人対応を至急開始する必要があると考える。

入国拒否の対象となる地域からの帰国者は検疫時において健康状態を確認し、症状の有無を問わず、検疫所における PCR 検査を実施し、陽性者については検疫法に基づき隔離の対象とする。あわせて、それ以外に感染者が多数に上っているヨーロッパ諸国等、距離的に近い東南アジアから入国する者に対して、2 週間の自宅あるいは宿泊施設などで待機して自己健康観察を実施し、国内において

公共交通機関を使用しないよう要請する。

以上

令和2年3月17日

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

座長 脇田隆字

水際対策強化に係る新たな措置

1. 入国拒否対象地域の追加（法務省）

入管法に基づき入国拒否を行う対象地域として、イタリア、スイス及びスペインのそれぞれの一部地域（注）並びにアイスランドの全域を追加指定。14 日以内にこれらの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否対象とする。

（注）イタリア：ヴァッレ・ダオスタ州、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州、リグーリア州
スイス：ティチーノ州、バーゼル＝シュタット準州
スペイン：ナバラ州、バスク州、マドリード州、ラ・リオハ州

2. 検疫の強化（厚生労働省）

シェンゲン協定加盟国（注）又はアイルランド、アンドラ、イラン、英国、エジプト、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ若しくはルーマニアの全域からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で 14 日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請。

（注）アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク

3. 査証の制限等（外務省）

（1）上記 2 の国に所在する日本国大使館又は総領事館で 3 月 20 日までに発給された一次・数次査証の効力を停止。

（2）上記 2 の国に対する査証免除措置を順次停止。

上記 1. の措置は、3 月 19 日午前 0 時から当分の間、実施する。ただし、実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者は、対象としない。

上記 2. の措置は、3 月 21 日午前 0 時以降に出発し、本邦に来航する飛行機又は船舶を対象とし、4 月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

上記 3. の措置は、3 月 21 日午前 0 時から 4 月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

以上

生活不安に対応するための緊急措置（案）

令和2年3月18日
新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年3月10日に新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾をとりまとめたところであるが、現下の景気悪化への懸念が高まる状況を踏まえ、生活に不安を感じておられる方々への当面の追加的な緊急対応策として、以下の措置を講ずる。

（1）個人向け緊急小口資金等の特例の拡大

- 返済免除特約付き緊急小口資金による貸付について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする個人事業主等の世帯については、学校休業に関わらず、上限額を20万円とし、生活への不安に対応する。あわせて、当座の生活費に切迫している場合については、より迅速に貸付を行うなど、きめ細かな支援を実施する。

このため、緊急小口資金等に対し、速やかに予備費（104億円）を措置する。

（2）公共料金の支払の猶予等

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金等の公共料金（上水道・下水道、NHK、電気、ガス及び固定電話・携帯電話の使用料）の支払が困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう要請する。

（3）国税・社会保険料の納付の猶予等

- 国税・社会保険料の納付の猶予制度を積極的に周知広報するとともに、一時に納付することが困難な事情がある納税者等に対しては、その置かれた状況に配慮して、迅速かつ柔軟に対応することとし、猶予の申請や審査について極力簡素化のうえ、原則として1年間は納付を猶予するとともに、延滞税・延滞金についても免除・軽減措置を講ずることとしたところである。

現下の景気悪化への懸念が高まる状況を踏まえ、納税者等からの問合せや相談を待つだけでなく、確定申告相談等のあらゆる機会を捉えて積極的に制度を周知・広報するよう、現場に徹底する。

（4）地方税の徴収の猶予等

- 地方税についても、（3）の国税・社会保険料の納付の猶予等の取扱を踏まえ、徴収の猶予等、迅速かつ柔軟に適切に対応するよう、地方公共団体に要請する。

「新型コロナウイルス感染症の実体経済への影響に関する集中ヒアリング」について

令和2年3月18日
内閣府・内閣官房

新型コロナウイルス感染症が経済的にも甚大な影響をもたらしている現下の状況を踏まえ、今後の対策の検討に資するよう、現場の意見を聴取するため、「新型コロナウイルス感染症の実体経済への影響に関する集中ヒアリング」を開催する。

1. 構成

内閣総理大臣及び関係閣僚等の参加の下、総理大臣官邸にてヒアリングを行う。業界関係者が出席する回には、当該業界の所管大臣の出席を求める。

(内閣総理大臣・関係閣僚等)

安倍 晋三	内閣総理大臣
麻生 太郎	副総理 兼 財務大臣
菅 義偉	内閣官房長官
西村 康稔	経済財政政策担当大臣 兼 経済再生担当大臣
梶山 弘志	経済産業大臣
岸田 文雄	自由民主党政務調査会長
石田 祝稔	公明党政務調査会長

2. ヒアリング対象者・日程

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける産業、企業、個人の現場の意見について、3月19日以降、順次聴取する。

3. 議事公開

原則として、以下のとおり議事を公開する。

- ・率直な意見交換を確保するため、会合は非公開とする。
- ・会合後、配付資料を公表する。
- ・会合後、会合の事務局から記者説明を行う。
- ・会合後、速やかに議事要旨を公表する。
- ・各出席者は、自身の発言及び政府から公表された内容以外について対外的に言及しないものとする。

4. その他

会合の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府及び内閣官房において処理する。